

## 長岡市結婚新生活支援補助金 Q&A

### ○申請について

Q1	申請はどこでできますか	アオーレ長岡東棟1階の総合窓口申請書類一式をご持参ください。郵送での提出はできません。 事前に電話で来庁時間(平日9時から16時まで)の予約をお願いします。(政策企画課 定住促進室:電話:0258-39-6300)
Q2	代理の者(親や友人など)が申請できますか	代理の方の申請はできません。申請者または配偶者のどちらかがお越しください。
Q3	申請書類はどこで入手できますか	アオーレ長岡東棟1階の総合窓口でお渡しします。また、長岡市のホームページからもダウンロードできます。 【掲載先】トップページ>くらし・手続き>結婚・離婚>出会い・結婚>長岡市結婚新生活支援補助金
Q4	申請の前に申請条件に当てはまるか相談することは可能ですか	可能です。 事前にご相談いただくとスムーズに申請できます。事前にお越しいただければ、職員が説明のうえ一緒に確認します。 ご夫婦の令和7年分の所得額を確認したうえでお願いします。(この時点では、おおよその額でも差し支えありません。源泉徴収票や確定申告書の写しなどで確認ができます。) 相談は、受付開始前(7/1以前)でもお受けできます。 窓口で事前相談を希望される場合、電話で来庁予約をしてください。
Q5	予算上限に達した時点で受付を終了するとのことですが、申請できるか確認できますか	予算上限に達し、受付終了となった場合は、市のホームページでお知らせします。

### ○補助要件について

Q1	婚姻届を他の市に提出しましたが対象となりますか	婚姻届の提出が他市であっても申請時点で長岡市に住民登録があり、申請する住宅で同居していれば対象となります。
Q2	夫婦のどちらかが40歳以上の場合は申請できないのでしょうか	婚姻日の年齢が夫婦ともに39歳以下であることが要件です。婚姻日は39歳で補助金の申請日が40歳の場合は申請できます。 なお、民法の規定により、年齢は誕生日の前日に加算されるため、ご注意ください。(例えば39歳の方で誕生日が4月1日の場合は、3月31日に40歳となります。このため、3月31日が婚姻日である場合は対象外です。)
Q3	所得はどの年のものが必要ですか	令和7年分(1月1日から12月31日まで)の所得です。 6月中旬頃から所得証明書の発行(有料)が可能です。それまでは源泉徴収票や確定申告書の写しにより所得額の確認が可能です。 申請時には「所得証明書」を取得してください。
Q4	所得の計算方法がわかりません	給与所得者の場合は、源泉徴収票の「給与所得控除後の額」が所得金額となります。「支払金額」ではありません。 自営業の場合は、収入金額から必要経費を差し引いた額です。 夫婦の所得(合算)が500万円未満の方が対象です。 申請の際は源泉徴収票等ではなく、「令和7年分の所得証明書」の提出が必要です。
Q5	再婚の場合も対象となりますか	対象となります。ただし、夫婦のどちらかが、長岡市や他の市町村でこの制度の補助金を受けたことがある場合は対象外です。

○対象経費について(令和8年4月1日から令和9年2月28日までに支払った費用が対象)

Q1	婚姻前から住んでいたアパートは対象になりますか	対象になります。 対象とできる期間は、申請者の状況によって変わります。 ① 婚姻前から夫婦の一方が住んでいたアパートに、婚姻を機にもう一方が入居する場合 ⇒同居開始後に生じた費用が対象 ② 婚姻以前から同居していた場合 ⇒婚姻日以降に生じた費用が対象 ※賃貸借契約書に「同居人」等として記載されていることを確認してください。
Q2	アパートの駐車場代は対象になりますか	対象外です。 このほか、入居に伴う鍵の交換代、クリーニング代、火災保険料などの費用も対象外です。
Q3	婚姻日より前に行った引越費用は対象となりますか	婚姻に伴う引越費用であれば対象となります。
Q4	親族の家(実家)などに引越して同居する場合の費用は対象になりますか	引越費用を申請する夫婦のどちらかが支払っていれば対象となります。
Q5	レンタカーを借りて自分で引越をした場合、レンタカー代は対象になりますか	レンタカー代は対象外です。引越業者・運送業者(緑ナンバー)に支払った経費が対象となります。なお、不用品の処分費なども対象となりません。
Q6	アパート等の賃借費用について会社から住宅手当を受けている場合は対象になりますか	賃料(家賃)から住宅手当を除いた額が対象となります。 夫婦それぞれが受けている場合は、それぞれの支給額を合算して控除します。
Q7	建物と土地を一緒に取得した場合、土地代も対象になりますか	対象となるのは建物代のみです。 土地代のほか、車庫や物置、外構費用についても対象外です。
Q8	夫婦以外の名義で契約した住居の取得費、賃借費は対象になりますか	対象になりません。 例えば、親が契約の住宅やアパートに夫婦が居住する場合などは対象とすることができません。夫婦またはどちらか一方の名義である必要があります。
Q9	婚姻前の住宅購入・リフォームは対象になりますか	対象になります。 ただし、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を前提として取得した住宅またはリフォームした住宅であることが必要です。 この場合も令和8年4月1日から令和9年2月28日までに支払った費用が対象です。 なお、倉庫、車庫などの工事費用や、駐車場、フェンスなどの外構工事費用は対象外です。
Q10	DIYによりリフォームした費用も対象となりますか	自身で工事した場合や友人等に手伝ってもらうなどによりリフォームした場合の材料費や人件費等は対象外です。
Q11	3月に支払う費用は対象となりますか	対象とすることができません。 令和8年4月1日から令和9年2月28日までに支払ったものが対象です。

## ○申請書類について

Q1	申請に必要な証明書類はどこで取得できますか	アオーレ長岡証明書発行窓口(アオーレ長岡東棟1階)、西サービスセンター(リバーサイド千秋1階)、各支所 地域振興・市民生活課で取得することが可能です。 マイナンバーカードを利用してコンビニで取得できる証明もあります。 必要書類など詳しくは、長岡市結婚新生活支援補助金(募集要領)の3~4ページでご確認ください。
Q2	令和7年中は無職で収入がありませんでした。この場合も所得証明書の提出が必要ですか	所得がないことを証明するために必要です。 市の窓口で申告のうえ、所得証明書の発行を依頼してください。
Q3	所得証明書ではなく源泉徴収票や確定申告書の写しを提出しても良いですか。	所得証明書の代わりに源泉徴収票等を提出することはできません。必ず市が発行する所得証明書を取得いただき、提出をお願いします。
Q4	住宅手当を受けていない場合も住宅手当支給証明書(様式第3号)の提出が必要ですか	必要です。 住宅手当の有無にかかわらずお勤めの会社等から記入いただき提出をお願いします。 個人事業主の方はご本人が記入してください。
Q5	奨学金の返済額が確認できる書類とは何を提出すればいいのでしょうか	奨学金の返還証明書が望ましいですが、証明書の取得が困難な場合は、通帳の写しや銀行の振込明細の写しなど、支払日、支払者、支払額、支払先が確認できるものを提出してください。 なお、奨学金の返済期間は令和7年中の返済額が対象です。 奨学金の返済があったとしても、夫婦の所得の合計が500万円未満であれば奨学金の返済額が確認できる書類の提出は必要ありません。
Q6	領収書にはどのような内容が記載されていればよいですか	支払者の氏名、金額、支払の内容、受領日(支払日)、支払先の記載が必要です。 支払いの内容が記載されていない場合は、支払内容が明確にわかる請求書や明細書を添付してください。
Q7	家賃は毎月銀行口座から振替(または銀行振込)で支払っていますが、何を提出すればよいですか	大家、不動産会社から領収書を発行いただくことが望ましいですが、困難な場合は、支払者の氏名、金額、支払内容(賃料、共益費、敷金、礼金、仲介手数料の総額と内訳)、受領日(支払日)、支払先が確認できるものを提出してください。  例:通帳の写し(口座名義人、該当取引の記載されたページ)または振込明細書の写し+内訳がわかる明細書等

## ○審査・補助金の交付(振込)について

Q1	申請書を提出してから審査・交付決定にどのくらいの時間がかかりますか	申請書を受理してから概ね2週間程度で審査を行い、「補助金交付決定通知書」をご自宅へ郵送します。 審査中に書類の不備があった場合は、再提出や追加提出をお願いすることがあります。その場合、個別に申請者にご連絡しますので、ご確認をお願いします。 不備があった場合は、交付決定が2週間を超える場合があります。
Q2	補助金の振り込みはいつ頃になりますか	ご提出いただいた実績報告書兼請求書に不備がなければ、受理後1か月以内にご指定の口座に振り込みます。 なお、口座振り込み以外(現金や電子マネー等)の受け取りはできません。